

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **ステップ4のオプションの定めに関する検討（ステップ6）**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、これまでに提案したステップ4を採用する金融機関を対象としたオプションのうち、減損の定めに関するオプションの定めに関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）及び第 227 回金融商品専門委員会（2024 年 10 月 24 日開催）（以下合わせて「第 535 回企業会計基準委員会等」という。）において、減損に関する基準体系について次の事務局提案（本日の審議に関連する内容のみ記載）を行った。

- (1) 新たに開発する適用指針では、まずステップ2の内容を記載したうえで、ステップ4でステップ2と異なる取り扱いを定める場合には、区分を設けてまとめて記載する。

さらに、ステップ4の区分の具体的な名称については、今後さらに検討を進めることを事務局より提案した。

3. また、第 535 回企業会計基準委員会等において、ステップ4に関するこれまでの審議の振返りを行った通り、これまでの審議において提案されたオプションは下表に記載の通りである。これらのオプションのうち、黄色ハイライトした B-1、B-2 及び B-3 はステップ4で提案した減損の定めに関するオプションである。

| | オプション | 組合せ |
|--------------------------|----------------------------------|-----------------------|
| A：ステップ2及びステップ3で提案したオプション | | |
| A-1 | 予想存続期間が1年未満の取扱い | 個別に選択して適用 |
| A-2 | 貸付金に関連する手数料の取扱い (ステップ2) | A-2 と B-5 は同時に適用できない |
| A-3 | 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原 | A-3 と B-11 は同時に適用できない |

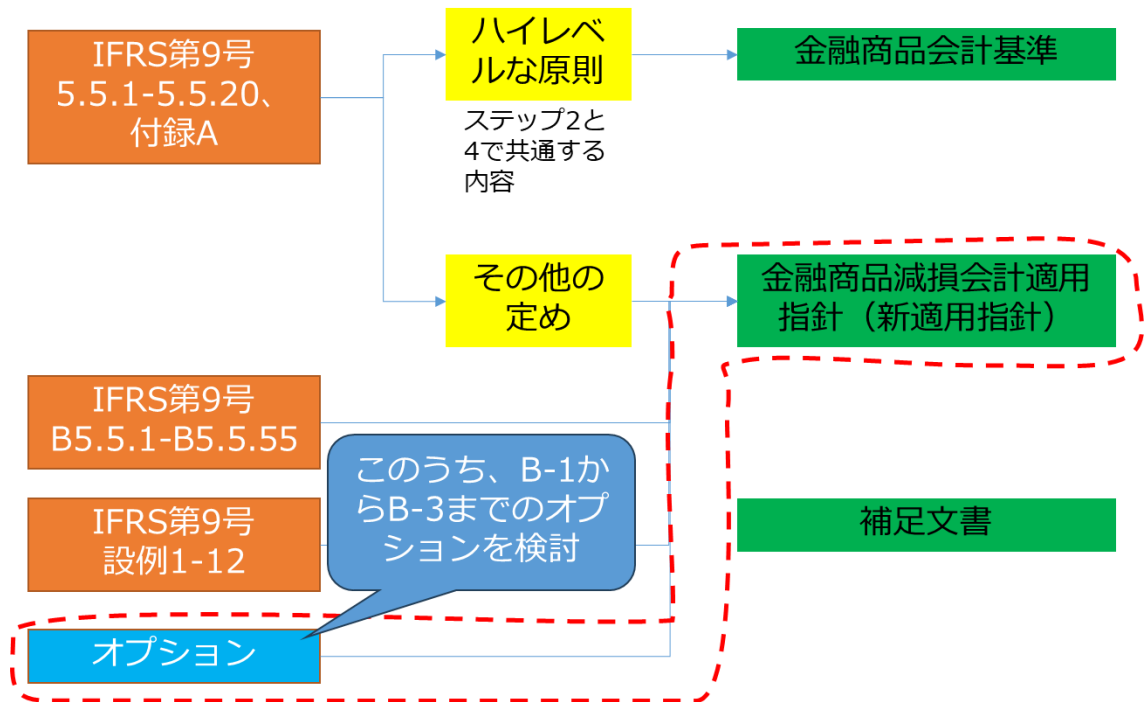
| | | |
|--------------------|--|--|
| | 価の償却方法 (ステップ3) | |
| A-4 | 金融保証契約の発行者側の取扱い | 個別に選択して適用 |
| B: ステップ4で提案したオプション | | |
| B-1 | 我が国のこれまでの信用リスク管理 実務と親和的な債務者区分を活用し た方法 | 個別に選択して適用 |
| B-2 | その他要注意先及び要管理先に対す る債権の予想信用損失の見積期間 | 個別に選択して適用 |
| B-3 | 単一の将来予測シナリオのみを考慮 するオプション | 個別に選択して適用 |
| B-4 | 実効金利に代えて約定金利を用いる オプション | B-4 と B-5 は同時に適用する |
| B-5 | 貸付金に関連する手数料の取扱い (ステップ4) | A-2 と B-5 は同時に適用できない B-4 と B-5 は同時に適用する |
| B-6 | 信用減損金融資産に係る未収利息及 び対応する利息収益を不計上とする オプション | B-6 から B-8 は同時に適用する |
| B-7 | 未収利息を不計上とした信用減損金 融資産の前期以前に認識した未収利 息相当額の取扱い | B-6 から B-8 は同時に適用する |
| B-8 | 未収利息を不計上とした信用減損金 融資産の一部入金取扱い | B-6 から B-8 は同時に適用する |
| B-9 | 購入された債権 (POCIを除く。) の償 却原価の償却方法 | 個別に選択して適用 |
| B-10 | POCIの償却原価の償却方法 | 個別に選択して適用 |
| B-11 | 満期保有目的の債券及びその他有価 証券に分類される債券に係る償却原 価の償却方法 (ステップ4) | A-3 と B-11 は同時に適用できない |

4. 本資料では、次の論点に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。

- (1) ステップ4のオプションを記載する区分の名称
- (2) オプション B-1、B-2 及び B-3 に関する定め

5. なお、今回の検討対象のイメージ図は以下の通りである。

本資料の検討範囲



6. なお、第 536 回企業会計基準委員会（2024 年 11 月 18 日開催）及び第 228 回金融商品専門委員会（2024 年 11 月 12 日開催）（以下合わせて「第 536 回企業会計基準委員会等」という。）において、次の用語（本日の審議に関連する内容のみ記載）について文言の見直しを求める意見が聞かれているが、その検討は今後の審議において行うとして、本資料等においては第 536 回企業会計基準委員会等の審議資料で用いた文言を使用している。

(1) デフォルト・リスク

(2) 営業債権（受取手形、売掛金以外の営業債権の取り扱い）

一方、「予想信用損失の見積高に基づく貸倒引当金」については、「見積高」を使用しない方向で見直すことを検討しているため、本資料では「見積高」という表現は用いていない。

III. ASBJ 事務局による分析及び提案

ステップ4のオプションを記載する区分の名称

(分析)

7. 本資料第2項に記載のとおり、第535回企業会計基準委員会等においては、ステップ4の区分の具体的な名称について今後さらに検討を進めることを事務局より提案した。その際、次の意見が聞かれた。
 - (1) ステップ4のオプションから原則的な方法への会計方針の変更は可能であるものの、原則的な方法からステップ4のオプションへの会計方針の変更はハードルが高いと認識している。この点を踏まえ、「代替的な取り扱い」のより適切な名称は、序列を理解できるような名称となるように検討して頂きたい。
8. また、第537回企業会計基準委員会（2024年12月3日開催）及び第229回金融商品専門委員会（2024年12月2日開催）（以下「第537回企業会計基準委員会等」という。）において、ASBJ事務局よりステップ4のオプションの定め方について、「第●項にもかかわらず」としてオプションを定めることを予定している旨の説明を行った。この点、第537回企業会計基準委員会等において、次の意見が聞かれた。
 - (1) 「第●項にもかかわらず」という表現は、その前段の記載の内容に反してというニュアンスが含まれるため、「第●項に準じる簡便法として」という表現を用いた方が良いと考える。
9. 次項以降では、本資料第7項及び前項に記載した意見を踏まえ、ステップ4の区分に関する名称について検討を行う。
10. ステップ4のオプションについては、第478回企業会計基準委員会（2022年4月26日開催）及び第179回金融商品専門委員会（2022年4月19日開催）において審議されたステップ4における基準開発の目的に従って検討されてきた。当該基準開発の目的は次のとおりである。

IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

11. これまでの審議においては、ステップ4のオプションについて、前項の基準開発の目的に従い、一定の見做しを用いることで実務負担を軽減させつつも、原則的な処理の考え方の大枠から外れないように定めている。このため、ステップ4のオプシ

ョンは、原則的な処理と考え方が異なる例外の定めというよりは、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化し実務上の配慮を行ったものと位置付けられると考えられる。この考え方に基づいた場合、オプションの定めを記載する区分名称を「簡素化された予想信用損失の算定方法」とすることが考えられる。

12. 前項の事務局提案の場合、ステップ2による原則的な処理との位置付けが明確になるため、本資料第7項に記載した聞かれた意見に対応することができると考えられる。
13. また、ステップ4のオプションの位置付け及び本資料第8項に記載した聞かれた意見を踏まえ、ステップ4のオプションの定めにおいて「第●項にもかかわらず」という表現を用いないことが考えられる。
14. なお、上述の事務局提案で進める場合、受取手形、売掛金及びリース債権に関する単純化されたアプローチについても、原則的な処理の考え方の大枠の中で実務上の配慮を行った簡素化された定めという観点からは同様とも考えられる。この観点からは、当該アプローチについても、新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）におけるステップ4の区分に含めるという考え方があり得る。しかしながら、当該アプローチは、ステップ2とステップ4で共通の定めであることから、これまでの審議においては会計基準レベルに記載することを提案しており¹、現時点では変更を提案していない。

（事務局提案）

15. 第7項から前項までの分析に基づき、ステップ4のオプションに関する定めを記載する区分名称を「簡素化された予想信用損失の算定方法」とすることが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント1

本資料第7項から第15項に示したASBJ事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

¹ 第538回企業会計基準委員会（2024年12月25日開催）及び第230回金融商品専門委員会（2024年12月18日開催）（以下「第538回企業会計基準委員会等」という。）において、IFRS第9号第5.5.15項の一部及び第5.5.16項については、新適用指針において定めを設けることを提案した。この点については、全体的な文案の検討を行った場合、記載場所を見直す可能性があると考えられる。

オプションB-1、B-2及びB-3に関する定め

(オプションB-1)

オプションの内容

16. オプションB-1は、我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法によって債権単位でのSICRの判定を行うことを可能とするオプションである。第532回企業会計基準委員会（2024年9月3日開催）及び第224回金融商品専門委員会（2024年8月22日開催）（以下「第532回企業会計基準委員会等」という。）並びに第534回企業会計基準委員会（2024年10月8日開催）及び第226回金融商品専門委員会（2024年9月30日開催）において、事務局が提案したオプションの内容は次のとおりである。

（正常先の取扱い）

(1) 企業の判断により正常先を次の3区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐付ける。

- ① 優良格付
- ② 中間的な格付
- ③ SICRが生じているとみなす格付

3区分に分類する際、「優良格付」と「SICRが生じているとみなす格付」を先に決定し、その残余を「中間的な格付」とする。なお、企業の判断によっては、「中間的な格付」や「SICRが生じているとみなす格付」に該当する内部格付が存在しないことがある。

(2) (1)の分類を前提として、次のとおりSICRの判定を行う。

- ① 期末時点において「優良格付」及び「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等についてはSICRが生じていないとみなす一方、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等についてはSICRが生じているとみなす。
- ② (2)①にかかわらず、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、次のいずれかの場合には、SICRが生じていないと反証できる。

(ア)債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた

場合

(イ)債務者単位で前期末において「SICRが生じているとみなす格付」に分類されているもののSICRが生じていないと反証した場合

(ウ)債務者単位で前期末において債権等が存在しない場合

(3) (1)の分類に関しては、自社の内部管理状況を踏まえた上で企業が判断するものとして、会計基準及び適用指針において詳細な判断指針は提供しない。ただし、実務上の適用に有用と考えられる例示を補足文書で提供する。補足文書においては、定期的にPDを算定している金融機関がPDを使用して分類するケースのほか、外部格付を利用するケースについても紹介する。

(4) (1)の分類に関する方針を注記する。

(要注意先以下の取扱い)

(1) 要管理先を除く要注意先（以下「その他要注意先」という。）に対する債権等については、SICRが生じているとみなしつつ、その他要注意先に区分された後に貸し付けたかどうかによって、債権単位で相対的アプローチにより反証可能とする。

(2) 要管理先及び破綻懸念先等に対する債権等については、SICRが生じているものとみなす。

17. 前項の提案について、企業会計基準委員会においては概ね異論は聞かれなかった。このため、オプションの定めについては前項の提案を前提として分析する。

分析

18. オプションB-1は、我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法であるため、これまでの審議においては、旧金融検査マニュアル²において定められている債務者区分の名称を用いている。なお、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称及び定義については、本資料別紙に記載のとおりで

² 旧金融検査マニュアルは、2019年12月18日の検査マニュアル廃止後も金融庁のウェブサイトにおいて公開されている。

<https://www.fsa.go.jp/common/law/manualLink.html>

ある。

19. この債務者区分の名称は、金融機関における自己査定を含む信用リスク管理の実務の中で用いられており、金融業界においては一般的な用語であると考えられる一方、旧金融検査マニュアルはすでに廃止されていることから、旧金融検査マニュアルにおいて定められている債務者区分の名称をそのままの形で取り入れることが適切かどうかについて検討が必要であると考えられる。
20. また、第534回企業会計基準委員会（2024年10月8日開催）においては、次の意見が聞かれている。
 - (1) アプローチ1³が複雑化しているため、文案を作成する際には、例えば正常先の3区分の定義の定め方などについて、より明瞭になるように表現を見直していただきたい。
21. これらを踏まえ、次項以降では、(1)債務者区分の名称と(2)正常先における3区分の定義について検討することとする。

債務者区分の名称

22. 債務者区分の名称については、「正常先」等の旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称をそのまま新適用指針に取り入れる方法と、債務者の区分を新適用指針において別の名称で定義する方法とが考えられる。
23. 旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称をそのまま新適用指針に取り入れる方法については、上述のとおり、旧金融検査マニュアルはすでに廃止されていることから、新適用指針においてその名称をそのまま使用することは困難と考えられる。このため、債務者の区分を新適用指針において別の名称で定義する方法を採用することが考えられる。
24. ここで、旧金融検査マニュアルにおいては、「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」及び「破綻先」の5区分に分かれており、そのうち、「要注意先」については「その他要注意先」と「要管理先」に分かれている。従来の実務との親和性の観点から、新適用指針においても大きく5つに区分した上で、「要注意先」について2つの小区分を設けることが考えられる。
25. 5つの区分についてその意味するところを示す具体的な名称を検討したものの、従来の実務で使用されている名称と異なる表現によって旧金融検査マニュアルと同じ内容を示すことは困難であり、また、ミスリーディングになり得ると考えられる。

³ アプローチ1は、オプションB-1の提案内容を指す。

このため、5つの区分について、旧金融検査マニュアルに基づく内容を記載しつつも、具体的な名称は付さずに記号で表記し、記号による区分と旧金融検査マニュアルにおける債務者区分との関係を結論の背景で説明することが考えられる。

26. この方法に従った場合、「正常先」を「区分1」、「要注意先」を「区分2」、「破綻懸念先」を「区分3」、「実質破綻先」を「区分4」及び「破綻先」を「区分5」とすることが考えられる。
27. さらに、「要注意先」(区分2)については小区分を設けて、「その他要注意先」を「区分2-1」、「要管理先」を「区分2-2」とすることが考えられる。

正常先における3区分の定義

28. 次に、正常先の3区分の定義について検討する。オプションB-1においては、「正常先」を「優良格付」、「中間的な格付」及び「SICRが生じているとみなす格付」の3区分に分けることを提案している。この3区分については、本資料第20項に記載のとおり、より明瞭となるように表現を見直すことが必要であるとの意見が聞かれている。
29. 本資料第26項では、「正常先」を「区分1」とすることが考えられるとしている。この延長で考えた場合、「優良格付」を「区分1-1」、「中間的な格付」を「区分1-2」、「SICRが生じているとみなす格付」を「区分1-3」とした上で、その判定方法を記載することが考えられる。

小括

30. これらを踏まえ、正常先の3区分を含む債務者区分すべてを番号で表す場合、オプションB-1で提案されている債務者の区分について次の表の通り記号で表すことが考えられる。

| オプションB-1の提案内容 | 名称 |
|------------------|-------|
| 正常先 | 区分1 |
| 優良格付 | 区分1-1 |
| 中間的な格付 | 区分1-2 |
| SICRが生じているとみなす格付 | 区分1-3 |
| 要注意先 | 区分2 |
| その他要注意先 | 区分2-1 |
| 要管理先 | 区分2-2 |
| 破綻懸念先 | 区分3 |
| 実質破綻先 | 区分4 |

| | |
|-----|------|
| 破綻先 | 区分 5 |
|-----|------|

事務局提案

31. これまでの審議内容及び本資料第 18 項から前項の分析に基づき、オプション B-1 を次のイメージで新適用指針において定めることが考えられるかどうか。

| オプションの定めイメージ |
|--|
| <p>X1. 信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価を行うにあたり、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用して評価する方法を用いることができる。内部信用格付を活用して評価する方法においては、第 X2 項から第 X7 項に従って内部信用格付を区分して、区分に応じて信用リスクが著しく増大が生じているかどうかの評価を行う。</p> <p><u>区分 1</u></p> <p>X2. 内部信用格付を活用して評価する方法において、業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者が含まれる内部信用格付を区分 1 とし、さらに区分 1 について次の順序により、信用リスクが低い順に区分 1-1、区分 1-2 及び区分 1-3 に区分する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 期末日におけるデフォルト・リスクの絶対的な水準及び定性的な要因等に基づいて、信用リスクが著しく増加している債権等が含まれる可能性のある内部信用格付(区分 1-3)を決定する。 (2) 区分 1-3 と比較したデフォルト・リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等に基づいて、優良格付に該当する内部信用格付(区分 1-1)を決定する。 (3) 区分 1-1 及び区分 1-3 のいずれにも含まれない内部信用格付を区分 1-2 とする。 <p>なお、デフォルト・リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、区分 1-2 又は区分 1-3 に該当する内部格付が存在しないと判断する場合がある。</p> <p>X3. 区分 1 に分類された債務者に対する債権等については、信用リスクの著しい増大が生じているかどうかに関して、次のとおり評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 区分 1-1 及び区分 1-2 に分類された債務者に対する債権等については、信用リスクの著しい増大が生じていないものとして取り扱う。 (2) 区分 1-3 に分類された債務者に対する債権等については、原則として信用リスクの著しい増大が生じているものとして取り扱う。ただし、次のいず |

れかの場合には、債務者単位で信用リスクの著しい増大が生じていないと反証することができる。

- ① 債務者が前期末において区分 1-2 に分類されていた場合
- ② 債務者が前期末において区分 1-3 に分類されており、かつ、前期以前において信用リスクの著しい増大が生じていないと反証した場合
- ③ 債務者について前期末において債権等が存在しない場合

区分 2

X4. 内部信用格付を活用して評価する方法において、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者及び業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者が含まれる内部信用格付を区分 2 とし、さらに、債権等の一部又は全部が 3 カ月以上延滞している又はその契約条件が緩和されている債務者が含まれる区分（区分 2-2）とそれ以外の債務者が含まれる区分（区分 2-1）に区分する。

X5. 区分 2 に分類された債務者に対する債権等については、信用リスクの著しい増大が生じているかどうかに関して、次のとおり評価する。

- (1) 区分 2-1 に分類された債務者に対する債権等については、原則として信用リスクの著しい増大が生じているものとして取り扱う。ただし、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト・リスクの変動に基づき、個別の債権等単位で信用リスクの著しい増大が生じていないと反証することができる。
- (2) 区分 2-2 に分類された債務者に対する債権等については、信用リスクの著しい増大が生じているものとして取り扱う。

区分 3 から区分 5

X6. 内部信用格付を活用して評価する方法において、経営破綻の状態には至っていないものの債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者が含まれる内部信用格付を区分 3、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者が含まれる内部信用格付を区分 4、法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者が含まれる内部信用格付を区分 5 とする。

X7. 区分 3、区分 4 及び区分 5 に分類された債務者に対する債権等については、信用リスクの著しい増大が生じているものとして取り扱う。

(オプション B-2)

オプションの内容

32. オプション B-2 は、その他要注意先及び要管理先に対する債権の予想信用損失の見積期間に関するオプションである。第 532 回企業会計基準委員会等において、予想信用損失の見積期間について、事務局が提案したオプションの内容は次のとおりである。

ステップ 4 では、その他要注意先及び要管理先に対する債権について、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した金融資産のグループごとに契約の実態に応じた平均残存期間を用いることができることとし、また、状況に大きな変化がないと考えられる場合には一度決定した平均残存期間を見直さないことができるとする。

33. 前項の提案について、企業会計基準委員会においては概ね異論は聞かれなかった。このため、オプションの定めについては前項の提案を前提として分析する。

分析

34. オプション B-2 は、その他要注意先及び要管理先に対する債権の予想信用損失の算定に使用する見積り期間についての簡便的な取扱いである。このオプションは、その他要注意先と要管理先のそれぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した金融資産のグループごとに平均残存期間を算出して用いることができると共に、状況に大きな変化がないと考えられる場合は、平均残存期間を見直さないことができるとする定めである。
35. オプション B-2 は、オプション B-1 の提案内容の中で用いられている債務者区分のうち、「その他要注意先」及び「要管理先」に関連するものである。本資料第 27 項では、「その他要注意先」を「区分 2-1」、「要管理先」を「区分 2-2」とすることが考えられるとしており、文案ではこの区分名称を使用することが考えられる。

事務局提案

36. 本資料第 34 項から前項の分析に基づき、オプション B-2 を次のイメージで新適用指針において定めることが考えられるかどうか。

| オプションの定めイメージ |
|---|
| X8. 信用損失の算定に用いる債権等の予想存続期間の見積りを行うにあたり、内部信用格付を活用して評価する方法（第 X1 項）を用いている場合には、第 X1 項に基づく区分において区分 2-1 及び区分 2-2 に分類される債務者に対する債権等については、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごと |

に当該グループに係る平均残存期間を用いることができる。

リスク特性が類似した債権等のグループごとの平均残存期間を用いる場合、一旦決定した平均残存期間について、状況に大きな変化がない限り、継続して用いることができる。

(オプションB-3)

オプションの内容

37. オプションB-3は、複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重について、単一の将来予測シナリオのみを考慮するオプションである。第519回企業会計基準委員会（2024年2月5日開催）及び第211回金融商品専門委員会（2024年1月29日開催）において、ステップ4では、実務負担に配慮する観点から次のとおり取り扱うことを提案した。

(1) 最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係（linear relationship）があると予想されるとみなし、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮することを認める。

(2) また、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮した場合における予想信用損失が明らかに実態と異なると企業が判断する場合、オーバーレイ調整が行われる可能性があることを結論の背景において明確にする。

38. 前項の提案について、企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれなかった。このため、オプションの定めについては前項の提案を前提として分析する。

分析

39. オプションB-3は、予想信用損失を算出する際に複数の将来予測シナリオを考慮する代わりに最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができるというオプションであり、第538回企業会計基準委員会等において、ステップ2とステップ4に共通する定めとして会計基準に取り入れることを事務局提案した企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第27-2項(1)の定めに関連する。

40. 金融商品会計基準第27-2項は、予想信用損失を見積る際に反映しなければならな

い要素に関する原則を定めており、そのうち同項(1)は、「一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りのない確率により加重計算された金額」を予想信用損失に反映することを求める定めである。

オプションB-3は、金融商品会計基準第27-2項(1)の適用にあたり、一定の見做しの下、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ(予想信用損失が発生することを前提とする)のみを考慮することを認めるオプションである。

41. オプションB-3の提案内容は、次の3つの内容から構成されている。

- (1) 最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係(linear relationship)があると予想されるとみなす。
- (2) 最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ(予想信用損失が発生することを前提とする)のみを考慮することを認める。
- (3) 最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮した場合における予想信用損失が明らかに実態と異なると企業が判断する場合、オーバーレイ調整が行われる可能性があることを結論の背景において明確にする。

42. ここで、前項(2)については、オプションB-3に関する定めであると考えられることから、新適用指針の本文に記載することが考えられる。一方、前項(1)は、前項(2)の定め的前提となる考え方を示すものであることから、結論の背景に記載することが考えられる。また、前項(3)は、これまでの審議において結論の背景において取り入れることについて概ね異論が聞かれていないこと、また、オーバーレイ調整は当該オプションに限ったものではないことから、結論の背景に記載することが考えられる。なお、オーバーレイ調整に関する記載については、結論の背景を検討する時に審議を行う。

事務局提案

43. 本資料第39項から前項の分析に基づき、オプションB-3を次のイメージで新適用指針において定めることが考えられるかどうか。

| オプションの定めイメージ |
|---|
| X. 第●項 ⁴ に従って、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する際、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。 |

⁴ 第538回企業会計基準委員会審議資料(3)-4 第6項において提案した定めを取入れを指す。

ディスカッション・ポイント2

本資料第16項から第43項に示したステップ4のオプションに関する定めに係る事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙：旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の定義

| | | |
|-------|---|---|
| 正常先 | 正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。 | |
| 要注意先 | 要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。 | |
| | その他要注意先 | 要管理先以外の要注意先 |
| | 要管理先 | 「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権 ^(注1) である債務者をいう。 |
| 破綻懸念先 | 破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）をいう。 | |
| 実質破綻先 | 実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。 | |
| 破綻先 | 破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。 | |

(注1) 要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち「3 カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）」（金融機能再生緊急措置法施行規則第 4 条）をいう。

以 上